

共同出展事業（企業誘致事業）出展誓約事項

共同出展事業（企業誘致事業）へ出展する者は、下記1から5のいずれかに該当した場合は出展が取り消されること（以下「出展取消」という。）、出展取消により損害が生じても当該損害の賠償を柏商工会議所に対して求めないこと及び出展取消により柏商工会議所に生じた損害を柏商工会議所に対して賠償することに同意したものとします。

記

- 1 役員等（個人である場合にはその者を、法人その他の団体である場合にはその役員、その支店の代表者又は常時契約を締結する事務所、営業所その他これらに類するものの代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。